

広島県告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町西宗字東嶽一〇一三〇、一〇一三五の一、一〇一三五の二、一〇一四一の一、一〇一四一の三、一〇一四二から一〇一四五まで、一〇一四七、一〇一四八、一〇一五〇の一、一〇一五二の一、一〇一五五、一〇一五七の一から一〇一五七の三まで、一〇一三〇三の二、字西淨土平一〇一三〇四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次とのどおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)